



平成24年8月10日
内閣府（防災担当）

「平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成24年8月3日に公布・施行された梅雨前線による豪雨等に係る激甚災害指定の政令について、本日（8月10日）、その一部を改正する政令が閣議決定されました。

この改正は、上記の激甚災害に適用すべき措置に、全国を対象とした公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等を追加するものです。

I 追加で適用すべき措置

全国を対象として、次の措置が適用されます。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章）

公共土木施設の災害復旧事業等について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等（以下「負担法等」という。）の根拠法令等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（過去5ヶ年平均 公共土木施設等 69%→83%）

(2) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）

公立社会教育施設災害復旧事業に対し2/3の補助を行う。

(3) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）

私立学校施設災害復旧事業に対し1/2の補助を行う。

(4) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条）

市町村の行う感染症予防事業（消毒、ねずみ駆除等）の支弁について都道府県が全額を負担し、国がその2/3を負担する。（都道府県1/3 国2/3）

(5) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第1項）

公共土木施設、公立学校施設に係る災害復旧事業で、負担法等の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

II 今後の予定

8月15日（水） 公布・施行（予定）

本件問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 立岩、濱道、伊藤

03-5253-2111（代表、内線51345・51346） 03-3501-5696（直通）